

みなべ町下水道事業経営戦略

農業集落排水事業

平成29年3月

みなべ町生活環境課

目次

公共下水道事業

経営戦略の趣旨	-----	1
1. 事業概要	-----	1
経営比較分析表	-----	3
2. 経営の基本方針	-----	5
3. 投資・財政計画	-----	5
投資・財政計画(公共下水道)	-----	6
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	-----	10

みなべ町下水道事業経営戦略

団 体 名	： みなべ町
事 業 名	： 農業集落排水事業
策 定 日	： 平成 29 年 3 月
計 画 期 間	： 平成 29 年度 ～ 平成 38 年度

経営戦略策定の趣旨

みなべ町は、和歌山県のほぼ中央に位置し、平成16年10月に旧南部町と旧南部川村が合併してできた、人口約13,400人の町である。

下水道事業は、町民の環境衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資するために欠かすことのできない公共性、公益性の高い重要な基盤整備です。

農業集落排水事業については、平成6年度に西岩代地区から事業着手し、8地区(西岩代地区、東岩代地区、受領地区、共和東地区、本郷地区、共和西地区、西本庄地区、晩稲・熊岡地区)を平成17年度までに完了し運営していました。

その後、平成19年度において汚水処理区域の見直しにより、農業集落排水区域(5地区)を公共下水道事業エリアに接続する運びとなり、接続工事を平成30年度完了とし取り組んでいます。

今後の経営面については、人口の減少や公共下水道施設に5地区を接続するため、平成31年度以降は3地区での運営となるため、料金収入の減少となるが、施設維持管理費などの減少が見込まれる。

しかし、公共投資による償還金については、平成27年度で189,245千円となり、今後、平成35年度までは償還額が同じで、それ以降は徐々に減少するが、営業収益だけでは非常に厳しい状況である。

このような状況に対し、経営環境の変化に対応し、一層の経営基盤の強化を図ることにより、今後も町民に下水道サービスを持続安定的に提供していくための指針として経営戦略を策定する。

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年度～平成17年度 (18年～11年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	28.0人	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	6地区(西岩代地区・東岩代地区・受領地区・共和西地区[平成29年度接続] ・西本庄地区[平成29年度接続]・晩稲・熊岡地区[平成30年度接続])		
処 理 場 数	6箇所(西岩代浄化センター・東岩代浄化センター・受領浄化センター・共和西浄化センター ・西本庄浄化センター・晩稲・熊岡浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	みなべ町は、和歌山県のほぼ中央に位置し、平成16年10月1日に旧南部町と旧南部川村が合併してできた人口約13,400人の町である。農業集落排水事業区域については、平成17年度に8地区すべてが完了。合併後、平成19年度に、汚水処理計画の見直しを図り、農業集落排水事業区域(8地区のうち5地区)を公共下水道事業区域に含めた処理区(処理場)とし平成30年度で完了するため、完了後は3地区のみとなります。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本使用料	20m3まで: 129.6円	200m3を超え400m3まで: 1m3につき172.8円 400m3を超える分: 1m3につき194.4円		
	超過使用量	20m3を超え60m3まで: 1m3につき140.4円 60m3を超え100m3まで: 1m3につき151.2円 100m3を超え200m3まで: 1m3につき162.0円			
業務用使用料体系の概要・考え方	基本使用料	20m3まで: 129.6円	200m3を超え400m3まで: 1m3につき172.8円 400m3を超える分: 1m3につき194.4円		
	超過使用量	20m3を超え60m3まで: 1m3につき140.4円 60m3を超え100m3まで: 1m3につき151.2円 100m3を超え200m3まで: 1m3につき162.0円			
その他の使用料体系の概要・考え方	井戸水のみ、または井戸水と町水道を併用し、どうしてもメーター(量水器)を設置できない場合、1か月あたり左記のとおり排水していると認定し、下水道使用料(上記料金体系)を算定する。 ただし、井戸水と町水道を併用して、町水道のみで認定水量を超えた場合、町水道の使用水量を汚水の排除量とする。		家族の人数(1か月の認定排水量) 1人で7m3、2人で13m3、3人で17m3、4人で21m3、5人で25m3、6人で28m3 また、7人以上の場合、1人増すごとに4立法m3を加算する。		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,625 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,129 円
	平成26年度	2,700 円		平成26年度	3,246 円
	平成27年度	2,700 円		平成27年度	3,248 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	生活環境課は、平成28年度現在13名で、業務は水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業(浄化槽事業含む。)、環境の業務を担当しています。うち、農業集落排水事業特別会計に1人を置いている状況です。
専 業 運 営 組 織	平成16年10月1日に、旧南部町と旧南部川村が合併しみなべ町に、合併した際には下水道課として課員10名でありましたが、機構改革により平成19年4月に水道課と統合し上下水道課となりました。また、平成26年4月には、組織再編で環境部門も加わり、課名を生活環境課と変更し課員14名(うち下水道担当者6名)となり、職員の削減に取り組み現在に至っています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務、施設機械点検業務、消防施設保守点検業務、電気設備監理業務、水質検査業務、汚泥収集運搬業務、汚泥し渣運搬業務及び処分業務を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	指定管理者制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI	現在の民間委託を継続しつつ、民間委託の成果を踏まえ、今後、PPP・PFIについても、今後検討してまいります。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	投資効果に見合う収益がないと思われるので未検討です。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地については、職員駐車場及び住民の憩いの場として多目的(休憩所など)に利用しています。また、施設等については、投資に見合う収益が確保できるか、コンポスト(堆肥化)施設等の活用方法についても検討中であります。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付しています。

平成28年度に策定・公表しました、平成27年度決算「経営比較分析表」を添付しております。
この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標であり、今後、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

経営比較分析表

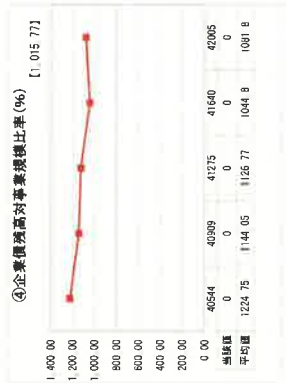
和歌山県 みなべ町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
法非適用	下水道事業	農業排水	F2	13,422	120.28	111.59
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	処理区域人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域人口密度(人/km ²)
-	28.77	28.77	100.00	3,838	1.37	2,801.46
				1か月20m ³ 当たり事業料金(円)		
				3,500		

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成27年度全国平均

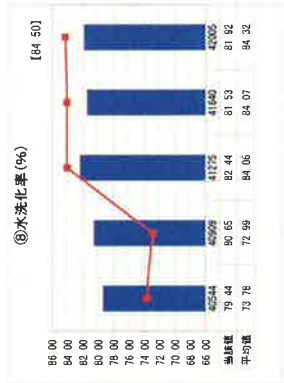
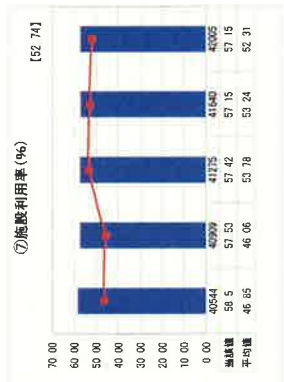
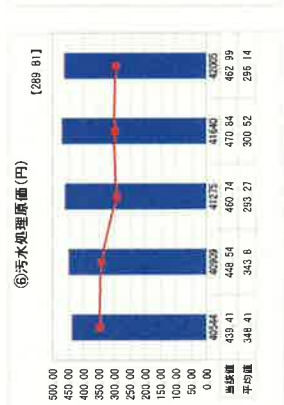
1. 経営の健全性・効率性



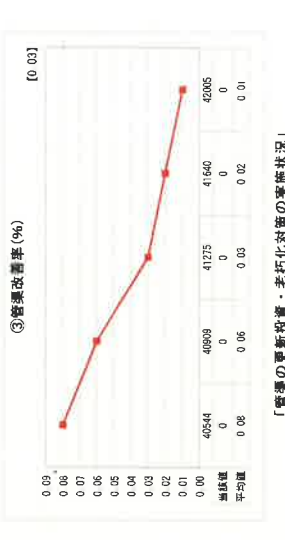
④企業債残高対事業規模比率(%)

当該値	0.00	46544	40989	41275	41640	42005
平均値	1224.75	1144.05	1126.77	1044.8	1091.8	

「債務残高」



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 経費回収率は平均より低い。町村合併により、処理施設の稼働率が低下している。また、下水道事業の普及率(%)を高めることにより、経費回収率の改善が図られる。また、未加入者の普及率を高め、使用料の徴収を図り、経営の健全化に努める。

2. 老朽化の状況について

現在、対応年数が経過している施設はありませ

全体総括
 みなべ町汚水処理施設計画に基づき、農業排水排水施設8地区のうち5地区を公共下水道施設へ統合するための事業を平成20年度より開始し、平成31年度末には5地区全ての施設が稼働予定である。
 統合により、農業排水施設の維持管理費用が削減される一方、使用料収入の減収が懸念されるため、未加入者への水洗化の推進、適正な維持管理に努めているが、収支の不足分は一般会計からの繰入により補填している状況である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を算出していません。
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

○適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還金)の大きな負担や維持管理費の増加傾向から厳しい経営を強いられて、限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行っております。また、将来的には公営企業会計適用により独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討してまいります。

○効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。これまでと同様に民間委託の活用により業務効率を図りつつより効率的な民間活用について検討してまいります。

○収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図ります。また、収入確保のため、接続率向上のための啓発活動に努め、使用料の増収を図ると共に、国や企業債の資金を的確に調達してまいります。

○水洗化の促進

公共用水域の水質保全のため、下水道未接続者への接続の啓発に努めてまいります。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(法非適用企業)

投資・財政計画(農業集落排水事業)

みなべ町

(単位:千円,%)

区分	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算)	(決算)											
収益的収入	1 総収入	155,815	157,743	153,603	150,304	142,555	119,093	106,783	108,682	110,743	109,910	109,588	108,347	104,123	100,217
	(1) 営業収入	60,746	62,705	62,922	45,340	42,600	28,400	15,000	14,900	14,900	14,600	14,400	14,300	14,200	14,000
	ア 使用料(料金収入)	60,746	62,705	62,922	45,340	42,600	28,400	15,000	14,900	14,900	14,600	14,400	14,300	14,200	14,000
	イ 受託工事収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営業外収入	95,069	95,038	90,681	104,964	99,955	90,693	91,783	93,782	93,782	96,043	95,310	95,188	94,047	89,923
	ア 他会計繰入金	94,969	94,326	89,103	104,864	99,855	90,593	91,683	93,682	93,682	95,943	95,210	95,088	93,947	89,823
	イ その他(消費税還付金)	100	712	1,578	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	2 総費用	156,982	157,273	152,311	150,304	124,025	96,813	77,658	75,258	72,815	70,323	67,773	65,180	62,612	60,154
	(1) 営業費用	102,768	105,702	103,438	104,184	80,715	56,371	40,144	40,732	41,340	41,961	42,590	43,229	43,880	44,542
ア 職員給与	5,664	5,910	6,089	6,244	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	
イ その他	97,104	99,792	97,349	97,940	74,034	49,656	33,395	33,949	34,522	35,107	35,700	36,303	36,917	37,542	
(2) 営業外費用	54,214	51,571	48,873	46,120	43,310	40,442	37,514	34,526	31,475	28,362	25,183	21,951	18,732	15,612	
ア 支払利息	54,214	51,571	48,873	46,120	43,310	40,442	37,514	34,526	31,475	28,362	25,183	21,951	18,732	15,612	
イ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収支差引	(A)-(D)	△ 1,167	470	1,292	0	18,530	22,280	29,125	33,424	37,928	39,587	41,815	43,167	41,511	40,063
資本的収入	1 資本的収入	136,069	138,882	141,864	145,745	127,545	127,107	122,717	121,418	119,957	121,390	122,312	122,753	121,377	119,983
	(1) 地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他会計補助金	135,031	137,674	137,897	144,545	127,545	127,107	122,717	121,418	119,957	121,390	122,312	122,753	121,377	119,983
	(3) 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	県費補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(6) 工事負担金	1,038	1,188	2,041	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) その他(基金繰入金等)	0	0	1,926	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2 資本的支出	(G)	135,031	137,674	142,363	146,125	145,935	148,803	151,731	154,719	157,770	160,883	164,062	165,781	162,796	159,971
(1) 建設改良費	0	0	1,992	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち職員給与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 地方債還入金	135,031	137,674	140,371	143,125	145,935	148,803	151,731	154,719	157,770	160,883	164,062	165,781	162,796	159,971	
(3) 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 他会計への繰出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収支差引	(F)-(G)	1,038	1,188	△ 499	△ 380	△ 18,390	△ 21,696	△ 29,014	△ 33,301	△ 37,813	△ 39,493	△ 41,750	△ 43,028	△ 41,419	△ 39,988

(法非適用企業)

投資・財政計画(農業集落排水事業)

区分	年度												38年度	
	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (決算)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度		37年度
収支再差引	△ 129	1,658	793	△ 380	140	584	111	123	115	94	65	139	92	75
積立金	92	90	90	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
前年度からの繰越金	3,142	2,921	4,489	5,192	4,767	4,862	5,401	5,467	5,545	5,615	5,684	5,778	5,825	5,855
前年度繰上充用金														
収益的支出に充てた地方債														
収益的支出に充てた他会計借入金														
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O)	2,921	4,489	5,192	4,767	4,862	5,401	5,467	5,545	5,615	5,664	5,684	5,778	5,825	5,855
翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支黒字 (P)-(Q)	2,921	4,489	5,192	4,767	4,862	5,401	5,467	5,545	5,615	5,664	5,684	5,778	5,825	5,855
赤字比率 ((S)/(B)-(C)) × 100)														
収益的収支比率 ((A)/(D)+(H)) × 100)	53.4	53.5	52.5	51.2	52.8	48.5	46.6	47.3	48.0	47.5	47.3	46.9	46.2	45.5
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (T)														
営業収益 - 受託工事収益 (B)-(C) (U)	60,746	62,705	62,922	45,340	42,600	28,400	15,000	14,900	14,700	14,600	14,400	14,300	14,200	14,000
地方財政法による資金不足の比率 ((T)/(U) × 100) (V)														
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (W)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (X)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (Y)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((V)/(X) × 100) (Z)														
他会計借入金残高 (Y)														
地方債残高 (Z)	2,699,491	2,561,817	2,421,447	2,278,321	2,132,386	1,983,583	1,831,852	1,677,133	1,519,364	1,358,480	1,194,418	1,028,637	865,841	705,870
○他会計繰入金														
区分	年度												38年度	
収益的収支分	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (決算)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
うち基準内繰入金	89,747	89,260	89,103	104,864	99,855	90,593	91,683	93,682	95,943	95,210	95,088	93,947	89,823	86,117
うち基準外繰入金	5,222	5,066	15,069	10,495	10,495	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分	135,031	137,674	137,897	144,545	127,545	127,107	122,717	121,418	119,957	121,390	122,312	122,753	121,377	119,983
うち基準内繰入金	23,386	23,773	24,167	24,568	24,976	25,392	25,816	26,247	26,686	27,133	27,588	28,051	28,523	29,003
うち基準外繰入金	111,645	113,901	113,730	119,977	102,569	101,715	96,901	95,171	93,271	94,257	94,724	94,702	92,854	90,980
合計	230,000	232,000	227,000	249,409	227,400	217,700	214,400	215,100	215,900	216,600	217,400	216,700	211,200	206,100

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項

補助事業に関しては全て完了しています。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

補助事業として、機械電気設備等対応年数が経過している箇所から、農業集落排水施設のストックマネジメント(長寿命化計画)を策定し、順次更新工事を予定しています。

○広域化・共同化・最適化に関する事項

農業集落排水施設5地区を公共下水道施設(みなべ浄化センター)に接続する工事(統廃合)を平成30年度(完成予定)で進めているため、平成31年度以降は、3地区での運営としています。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項

一般会計からの繰入を極力減らすため、接続率の向上による使用料収納の増を図ります。

○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

人口減少及び公共下水道施設への接続により収入が減少するため、水洗化の促進を図ることにより増収するよう計画しております。消費税増税に伴う改定を計画しております。

○企業債に関する事項

現在、建設改良費について予定はありませんが、今後、更新のための事業が開始する場合、下水道事業債で発行可能額以内で計画します。

○繰入金に関する事項

資本費の人件費等単独事業については基準外繰入で算定し、元利償還に充てる繰入分については基準内で算出しました。

○資産の有効活用に関する事項

費用対効果を踏まえ、コンポスト施設等の建設を計画しております。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)

現在の委託費用に処理水増加に伴う加算分を加味し算定しました。

○職員給与費に関する事項

これ以上の職員の削減は困難な状況から現在の職員数は変えず、平成28年度は予算ベースで算定し、以降はベースアップ(0.5%)分を考慮し給与費を算定しました。

○動力費に関する事項

処理水量の増加の割合と、それに伴う経費増の割合が必ずしも一致しないことから、平成28年度は予算ベースで算定し、以降、平成34年度迄は、事業進捗を考慮し5%の費用増、それ以降は2%の費用増を加算して算定しました。また、施設の増設に伴う増加も加味しております。

○薬品費に関する事項

処理水量の増加の割合を考慮し費用を算出しました。

○修繕費に関する事項

平成28年度は予算ベースで算定し、以降は施設の増加もあり、5,000千円をベースに年2%の費用増を加算し費用を算出しました。

○委託費に関する事項

現在の委託状況と処理水量の影響を受ける委託業務については処理水量の増加の割合から費用を算出しました。

○その他

平成31年4月予定の消費税増税に伴う費用増について、消費税に見合う分を加算し算定しております。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	農業集落排水施設(8地区のうち5地区)を公共下水道施設に統廃合したため、3地区となり維持管理費用の削減を図っています。
投資の平準化に関する事項	今後は、処理場の機械電気設備等の更新工事が必要となってきます。また、管渠等は、計画期間中10年以内に対応年数を超えるものではありませんが、投資の平準化を図るための検討をまいります。
その他の取組	現在、污泥の処分は、田辺市周辺衛生施設組合(清浄館)へ搬入し処理していますが、コンポスト(堆肥化)施設等による処分方法の費用対効果について検討をまいります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料の見直しについては、平成28年度に農業集落排水と統一を図っていることから、今回の計画期間では改定を見込んでいませんが、今後の事業(長寿命化計画策定等)に伴う、投資費用等も見ながら検討するものとする。また、改定する場合は利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えています。
資産活用による収入増加の取組について	下水道基金の残高は、約1億13百万円で運用益は僅かであります。
その他の取組	建設改良に当たっては、国の補助事業活用や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討をまいります。また、水洗化の促進及び企業等への接続の啓発活動を図り、財源確保に努めてまいります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	委託業務については、現在、殆どの維持管理業務を民間委託していることから、全てを民間委託するには、住民へのサービスが低下とならないよう十分配慮し検討をまいります。
職員給与費に関する事項	計画期間中、農業集落排水事業には1人の職員給与費を置いて算定しておりますが、事業の重要性や業務内容の変化など必要に応じて、職員の増減を検討をまいります。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う経費削減について検討をまいります。
薬品費に関する事項	従来から単価契約の実施など経費節減に取り組んでおります。 高分子凝集剤・ポリ硫酸第二鉄・塩素剤 (使用する薬剤により多少の変動が生じている。)
修繕費に関する事項	修繕計画に基づく修繕工事を実施すべく財源の確保に努めてまいります。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について検討し経費の削減、効率化に努めてまいります。
その他の取組	水洗化の促進及び事業所等への接続の啓発活動を図り、財源確保に努めてまいります。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>今後、この計画の実施状況を適宜評価・検証を行いながら、計画期間中の中間時である平成33年度に見直しを行うとともに、この経営戦略と実績との乖離が著しい場合、また計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更となった場合に見直しを行います。また、現段階で把握できていない詳細項目についても、この計画に基づく事業の実施により計画の精度を高めていきます。</p> <p>見直しに当たっては、計画と実績との乖離及びその原因を分析するとともに、「計画策定(Plan)－実施(Do)－検証(Check)－見直し(Action)」のサイクルを活用します。また、実績との乖離が著しい場合は、事業手法の見直し等について改めて検証します。</p> <p>なお、今後、定期的な進捗管理が行えるよう、チェック体制についても検討します。</p>
-----------------------------------	--

○事業計画における指標(見込み)

視点	項目	望ましい方向	平成27年度	平成30年度	平成33年度	平成36年度	平成38年度
経営の健全性	収益的収支比率(%)	↑	52.48	48.49	48.03	46.91	45.53
	累積欠損金比率	↓	—	—	—	—	—
	流動化比率(%)	↑	—	—	—	—	—
	企業債残高 対事業規模比率 (%)	↓	3,487.57	6,217.90	8,867.10	5,677.88	3,569.79
経営の効率性	経費回収率(%)	↑	35.07	21.91	13.62	13.12	13.33
	汚水処理原価(円/m ³)	↓	462.99	707.83	1,132.80	1,179.25	1,160.29
	施設利用率(%)	↑	57.31	52.18	63.04	61.11	59.90
	水洗化率(%)	↑	83.01	86.10	97.15	97.79	98.27
老朽化の状況	有形固定資産 減価償却率(%)	↓	—	—	—	—	—
	管渠老朽化率(%)	↑	—	—	—	—	—
	管渠改善率(%)	↑	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※1 収益的収支比率、累積欠損金費率、施設利用率、水洗化率は公共下水道事業の指数

※2 経費回収率、汚水処理原価は一般汚水の指数

※3 流動化比率、企業債残高対事業規模比率、有形固定資産減価償却率、管渠老朽化比率、管渠改善率は下水道事業全体の指数

※4 経費回収率、汚水処理原価は一般汚水の指数